

速習憲法 追加 (2015年3月27日)

P 55 最高裁判所裁判官に対する国民審査の判例の後ろに

④君が代斉唱の職務命令

[事案]

都立高校の教諭が、学校長の卒業式において国旗に向かって起立して国歌を斉唱することを命ずる職務命令に従わなかったことを理由に、東京都教育委員会から懲戒処分を受けました。

[判例]

- ① 都立高校の教諭に対して、卒業式において国旗に向かって起立して国歌を斉唱することを命ずる学校長の職務命令は、個人の歴史観ないし世界観それ自体を否定するものということとはできず、職務命令は特定の思想を強制したり、禁止したりするものでもなく、**個人の思想及び良心の自由を直ちに制約するものと認めることができない。**
- ② もっとも、起立斉唱行為は、「日の丸」や「君が代」に対して敬意を表明することには応じ難いと考える者にとっては、個人の歴史観ないし世界観に由来する行動と異なる外部的行為を求められることとなり、その限りにおいて、**その者の思想及び良心の自由についての間接的な制約となる。**
そして、このような間接的制約が許容されるか否かは、**職務命令の目的及び内容並びにこの制限を介して生ずる制約の態様等を総合的に較量して、当該職務命令に制約を許容しうる程度の必要性及び合理性が認められるかという観点から判断すべきである。**
- ③ 本件職務命令は、**教育上の行事にふさわしい秩序の確保と式典の円滑な進行を図るものであり、制約を許容しうる程度の必要性及び合理性が認められるので合憲である。**

補足

公務員に対する職務命令については「処分」性が否定されています。

P 169 特別会の本文の最後に追加

特別会は、常会と併せて召集することができます(国会法2条の2)。常会が1月中に召集することが常例とされている(国会法2条)ので、前年の年末に衆議院の解散・総選挙があると特別会の召集が1月になることがあります(平成27年1月がそうになりました)。そこで特別会と常会を併せて召集することができることにしています。